



医事課
若宮 明日香

マイナ保険証について

秋も深まり、朝晩の冷え込む季節となりましたが、皆さまはいかがお過ごしでしょうか？
さて、今回はマイナ保険証についてご説明します。医療機関を受診する際に関わることでありますのでぜひ知っていただければと思います。

<マイナ保険証とは>

マイナンバーカードに保険証利用登録をしたものです。

現在使用している健康保険証の新規発行は令和6年12月2日に廃止され、マイナンバーカードでの保険証利用を基本とする仕組みに移行されます。

・12月2日以降、マイナ保険証と有効な健康保険証をお持ちでない方には、申請いただくことなく、加入している医療保険者から「資格確認書」が送付されるため、引き続き医療を受けることができます。（マイナ保険証を紛失した場合は、保険者に申請いただくことで「資格確認書」が交付されます。）

・本年12月1日の時点でお手元にある有効な健康保険証は、12月2日以降、最長1年間（来年12月1日まで）使用可能です。

※発行済保険証の有効期間が到来した場合や、転職・転居などで保険者の異動が生じた場合は使用できなくなります。

<マイナンバーカードを健康保険証として利用する方法>

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、3つの工程が必要です。

- ①マイナンバーカードを申請・作成する
 - ②マイナンバーカードの健康保険証利用を申請・登録する
 - ③医療機関・薬局でマイナンバーカードを用いて受付をする
- それぞれの工程について簡単にご紹介します。

①マイナンバーカードを申請する

マイナンバーカードをまだお持ちでない方は、3つの方法で申請が出来ます。

- ・オンラインで申請する（パソコン・スマートフォンから）
- ・郵便で申請する
- ・まちなかの証明写真機から申請する

②マイナンバーカードを健康保険証として登録する

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには登録が必要です。申請には3つの方法があります。

- ・顔認証つきカードリーダーからの申請（医療機関・薬局の受付など）
- ・マイナポータルからの申請
- ・セブン銀行ATMからの申請

③医療機関・薬局でマイナンバーカードを用いて受付する

- ・医療機関・薬局での受付方法
1. 顔認証つきカードリーダーにマイナンバーカードを置く
 2. 本人認証を行う（顔認証・暗証番号）
 3. 各種情報提供の同意選択をする

<マイナ保険証を使うメリット>

マイナ保険証には様々なメリットがあります。診療に関するものをご紹介します。

●医療費を約20円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を約20円節約でき、自己負担も低くなります。

●データに基づくより良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることが出来ます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

初めて受診する医療機関・薬局でも、患者様本人が情報提供に同意すれば、医師・薬剤師がデータを確認することができるため、より良い医療が受けられます。

※導入している医療機関・薬局でのみ利用できます。

●手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いを免除できる

高額医療制度とは、医療機関や薬局の窓口で支払った額が、ひと月（月の初めから終わりまで）で上限額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。

従来は支給を受けるために、通常、医療機関・薬局の窓口で一度全額を支払った後に、支給申請書を提出する必要がありました。事前に「限度額適用認定証」を申請することで、窓口負担を上限額に抑えることができますが、もし申請が間に合わなかった場合は、高額な費用を一時的に支払わなければいけません。

しかし、これからはマイナンバーカードで資格確認を行えるため、紙の認定証の持参なし、手続きなしで高額療養の限度額を超える支払いが免除になります。

◎マイナンバーカードと従来の保険証の比較

	マイナンバーカードの健康保険証利用	従来の健康保険証
①医療機関・薬局への情報共有	情報提供に同意することで、初めて訪れる医療機関・薬局でも過去の医療情報をデータで共有可能。 より良い医療を受けることができる。	記憶などをもとに自身で過去の医療情報を説明。
②医療従事者の負担	マイナンバーカードと顔認証つきカードリーダーを用いて医療情報などがデータ共有できるので、事務職員の負担が軽減される。	健康保険証の内容を事務職員が手入力。
③本人確認の精度	顔認証または暗証番号による認証のため不正防止につながりやすい。	顔写真の掲載や認証フローがない。

新しい制度はよく分からないことも多く、不安に感じることもあるかと思いますが。

お気軽にご相談ください。

また、厚生労働省のホームページには各手続きについての詳細や、動画や漫画での説明も載っています。ぜひご覧ください。